令和5年度 赤磐市上下水道事業審議会

資 料

~第1回~

<u>議題1:赤磐市水道事業の概要</u>

議題2:水道事業運営の基本原則

議題3:赤磐市の水道料金

議題4:財政収支の見通し

<u>令和 5年10月19日</u>

議題1:赤磐市水道事業の概要

- ① 赤磐市水道事業の沿革
- ② 給水区域、施設位置
- ③ 給水人口
- ④ 水需要の実績

議題1:①赤磐市水道事業の沿革

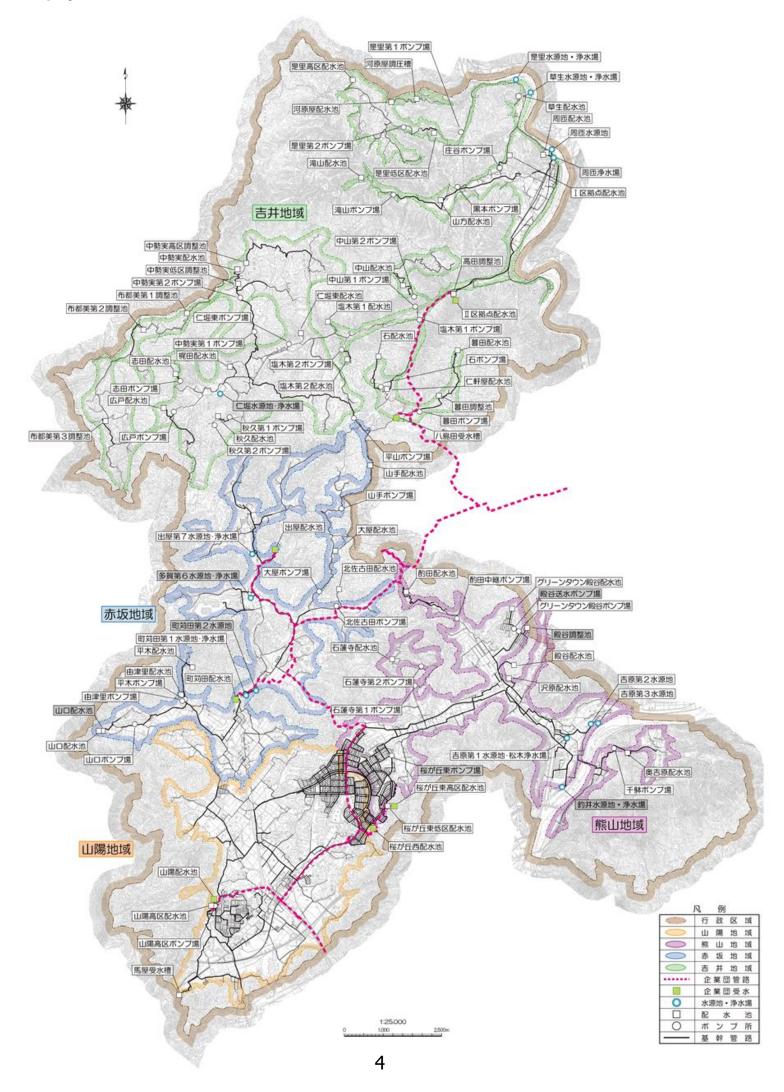
本市の水道事業は、平成17年3月に山陽町上水道、赤坂町上水道、熊山町上水道が事業統合し、赤磐市上水道が創設されました。

その後、平成29年度に城南簡易水道、仁堀簡易水道を事業統合し、 赤磐市1水道事業となり、現在、計画給水人口44,209人、計画給水 量19,639㎡/日に至っています。

	最近認可年月	計画			
事業名称		給水人口	一日 最大給水量	備考	
赤磐市上水道事業	平成29年3月	44,209人	19,639m³/⊟	山陽地域、熊山地域、吉井地域、赤坂地域	

議題1:②給水区域、施設位置

市内各所にある自己水源及び岡山県広域水道企業団からの受水を受け、市内各所に位置する送配水施設(送水管、配水池)を経由して各戸への給水を行っています。



議題1:③給水人口

◆ 給水人口

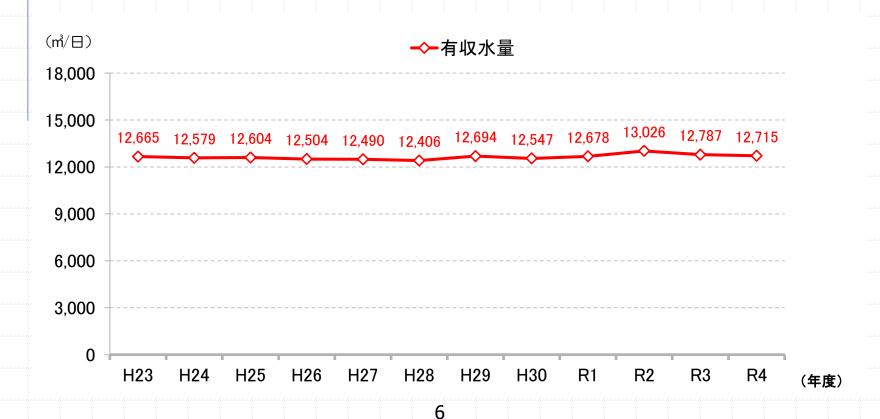
赤磐市水道事業の給水人口は、行政区域内人口の減少に伴い、減少傾向で推移しています。



議題1: 4水需要の実績

◆ 有収水量

料金徴収の対象となる有収水量は、平成23年度の12,665㎡/日から令和4年度の12,715㎡/日までほぼ横ばいとなっています。



議題2:水道事業運営の基本原則

1 水道事業の役割と責務

② 地方公営企業としての経営の原則

議題2:① 水道事業の役割と責務

- ◈ 水道法第1条(基本的な役割)
 - ① 水道を計画的に整備し、水道事業を保護育成する。
 - ② 清浄にして豊富低廉な水を供給する。
 - ③ 公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与する。
- ◆ 水道法第2条の2 (責務)
 - ① 水道の計画的整備に関する施策を策定し、これを実施する。
 - ② 水道事業を経営する場合、適正かつ能率的な運営に努めなければ ならない。
- ◈ 水道法第6条 2 (事業の経営主体)
 - ①水道事業は、原則として市町村が経営する。
 - ② 市町村以外の者は、その区域に含む市町村の同意を得た場合に限り、水道事業を経営することが出来る。

議題2:②地方公営企業としての経営の原則

◆ 地方公営企業法第2条(法律の適用範囲)

適用

(強制的)

- ▶上水道事業
- ▶工業用水道事業
- ▶軌道事業
- ▶自動車運送事業
- ▶鉄道事業
- ▶電気事業
- ▶ガス事業

一部適用

(経理のみ強制的)

▶病院事業

任意適用

(しなくてもよい)

- ▶簡易水道事業
- ▶観光施設事業
- ▶下水道事業
- ▶宅地造成事業
- ▶駐車場事業
- ▶市場事業など

議題2:② 地方公営企業としての経営の原則

- ◆ 地方公営企業法 第3条(経営の基本原則)
 - ①地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮する。
 - 2 公共の福祉を増進するように運営されなければならない。
- ◆地方公営企業法 第17条(特別会計)
 - ① 地方公営企業の経理は、事業ごとに特別会計を設けて行う。
- ◆地方公営企業法 第21条(料金)
 - ① 地方公営企業の給付について料金を徴収することが出来る。
 - 2 料金は公正妥当なものでなければならない。
 - ③ 料金は能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保できるものでなければならない。

議題3:赤磐市の水道料金

① 赤磐市の水道料金

②用途・口径別の使用状況

③ 赤磐市の水道料金水準

議題3:① 赤磐市の水道料金

≪□径別料金体系≫

(税抜)

メーター口径	基本水量	基本料金		従量料金(1㎡あ	たりの超過料金)	
13mm	8m³	1,391円	9∼30㎡	167円	31㎡∼	177円
20mm	8m³	1,419円	9∼30㎡	167円	31㎡∼	177円
25mm	8m³	1,448円	9∼30㎡	167円	31㎡∼	177円
30mm	8m³	1,534円	9∼30㎡	167円	31㎡∼	177円
40mm	40m²	8,600円	41~100㎡	210円	101㎡ \sim	224円
50mm	40m³	8,915円	41~100m³	210円	101㎡∼	224円
75mm	100mỉ	23,048円	101~300㎡	219円	301㎡∼	234円
100mm	100m³	23,905円	101~300㎡	219円	301㎡ $∼$	234円
150mm	100m³	25,715円	101~300m³	219円	301㎡∼	234円

議題3:1 赤磐市の水道料金

水道料金の計算方法

水道料金は2ヵ月間の使用水量を2で割り、毎月徴収します。

一般家庭:20mmで、2ヵ月に40mの水を使用した場合、1ヵ月の使用水量は20mmで、水道料金は3,765円(税込)となります。

計算例

①基本料金(8㎡まで) 1,419円

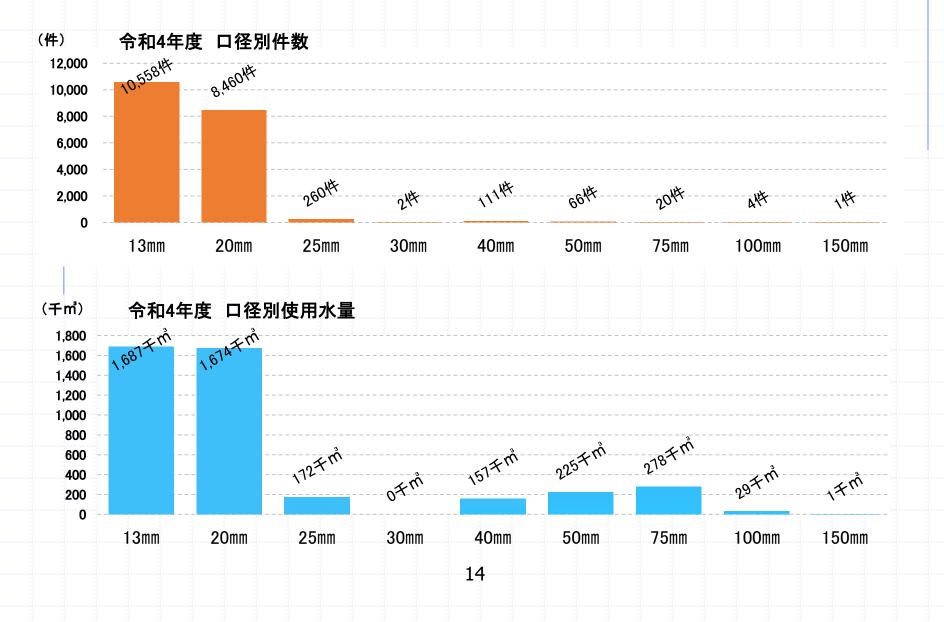
②超過料金(20-8=12㎡) 2,004円 → 167円× 12㎡

合計 3,423円

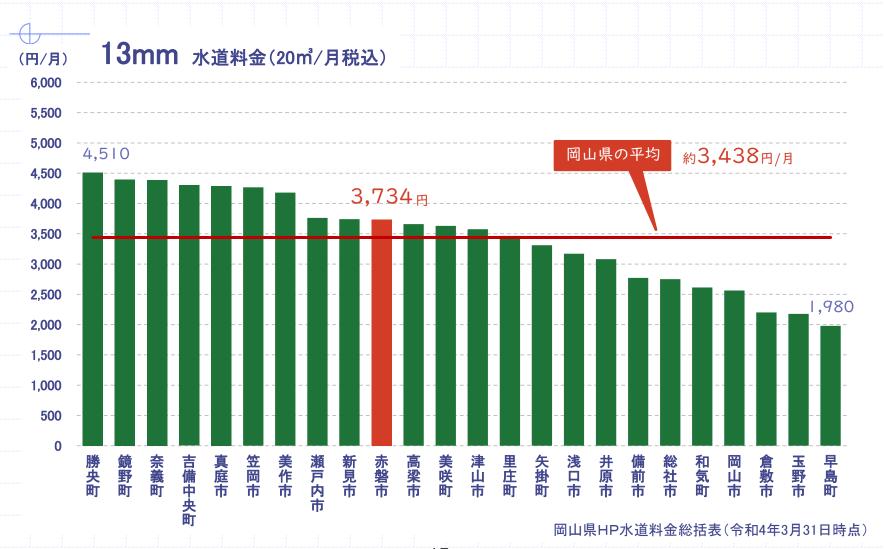
消費税(10%) 342円

水道料金1ヵ月分 3,765円

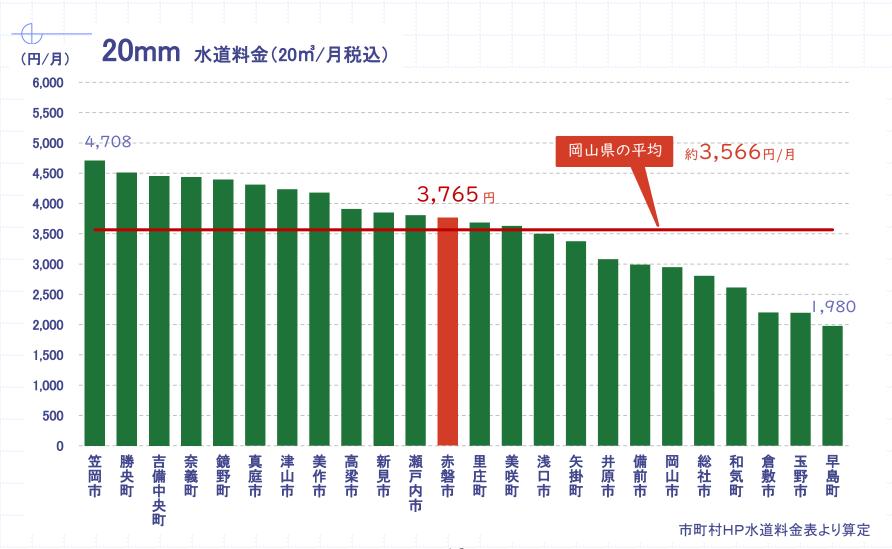
議題3:2口径別の使用状況



議題3:3岡山県の水道料金水準



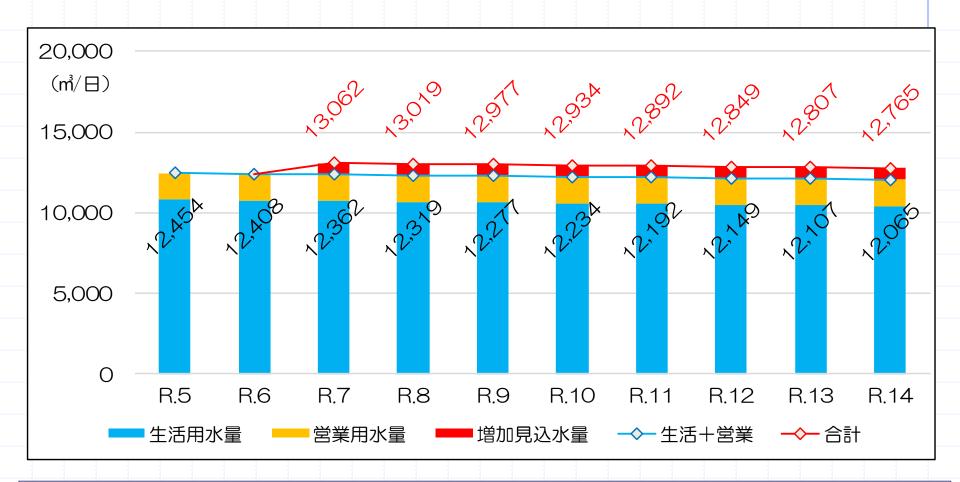
議題3:3岡山県の水道料金水準



議題4:財政収支の見通し

- ① 水需要見通し
- ② 今後10年間の建設計画
- ③ 財政収支の見通し
- ④ 料金改定の方針
- ⑤ 料金改定後の財政収支の見通し

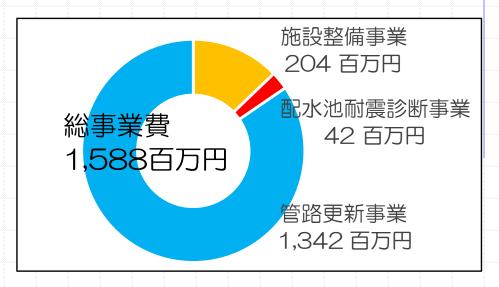
議題4:① 水需要の見通し

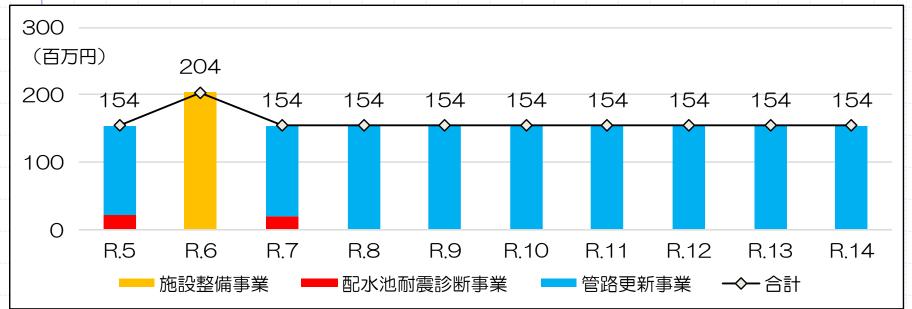


- ・ 生活用水量と営業用水量は僅かに減少傾向で推移
- ・大口企業より水使用の増量申請、令和7年度以降の水需要が増加

議題4:2 今後10年間の建設計画

事業名称	事業費		
施設整備事業	204 百万円		
配水池耐震診断事業	42 百万円		
管路更新事業	1,342 百万円		
総事業費	1,588 百万円		

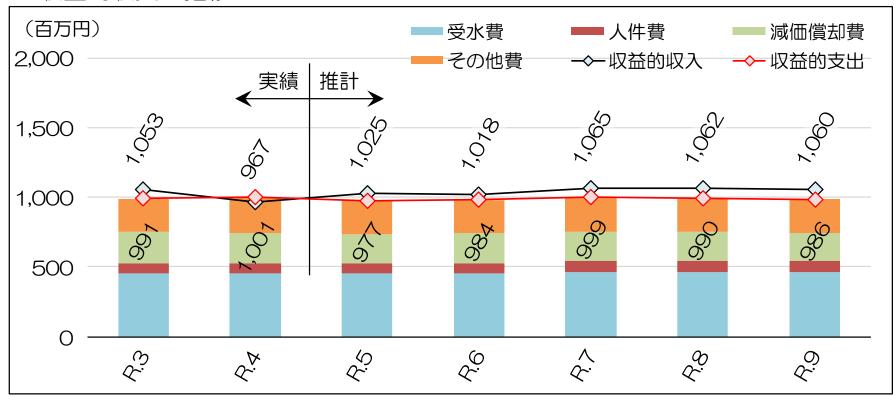




議題4:③財政収支の見通し

≪現行料金を継続≫

■収益的収支の推移

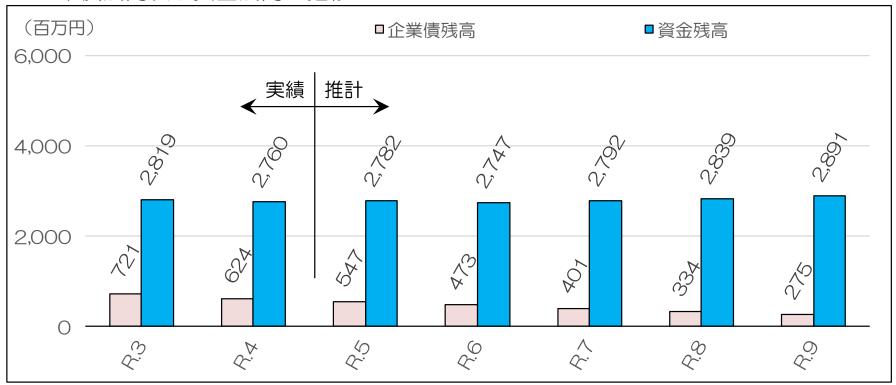


- ・ 令和4年度は、メータ隔月検針への移行に伴う赤字決算
- 令和5年度以降、継続的に営業利益を確保

議題4:③財政収支の見通し

≪現行料金を継続≫

■企業債残高及び資金残高の推移



- ・企業債発行の予定はなく、企業債残高は減少傾向で推移
- 毎年の営業利益が見込まれ資金残高が増加

R4年度: 2,760百万円 ⇒ R9年度: 2,891百万円

• • 131百万円増加

議題4: ④ 料金改定の方針

●資金残高の増加

R4年度: 2,760百万円 ⇒ R9年度: 2,891百万円

・・・ 5年間で131百万円増加

131百万円 ÷ 5年 = 26.2百万円

・・・ 年間26.2百万円を料金値下げ改定、市民負担の軽減

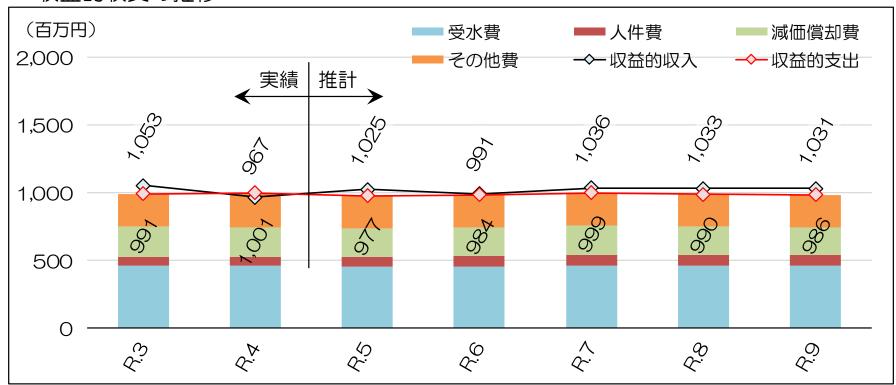
●料金改定率

26.2百万円 ÷ 809百万円 (R4収益) × 100% = 3.2%

・・・ 令和6年度以降、3.2%の水道料金値下げ

議題4:5 料金改定後の財政収支の見通し ≪3.2%値下げ案≫

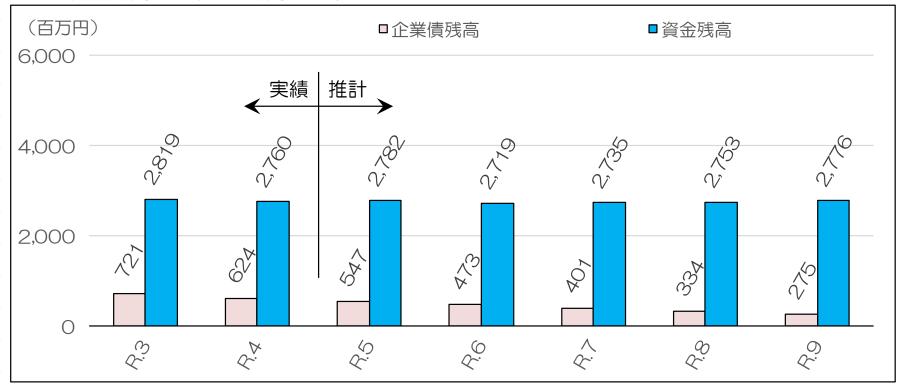
■収益的収支の推移



・3.2%の値下げ改定しても営業利益を確保

議題4:5 料金改定後の財政収支の見通し ≪3.2%値下げ案≫

■企業債残高及び資金残高の推移



• 資金残高は概ね横ばいで推移